

守口市市民協働推進事業

# 守口市公募型協働事業提案制度

(令和4年度募集、令和5年度実施分)

## 募集要項

令和4年 4月

守口市

## 目 次

はじめに	1
1 協働事業提案制度とは	1
2 提案募集区分	2
(1) 自由課題提案型	2
(2) 指定課題提案型	2
(3) 市民課題提言型	2
3 提案要件	2
(1) 提案者の要件	2
(2) 提案事業の要件	3
4 経費について	4
(1) 対象経費	4
(2) 対象外経費	4
5 スケジュール	5
6 応募手続き	8
(1) 募集期間	8
(2) 提出書類	8
(3) 提出方法	8
7 審査・選考方法	9
8 情報の公開	10
9 その他留意事項	10
10 指定課題提案型のテーマ一覧	10

## はじめに

---

守口市では、第五次守口市総合基本計画を踏まえ、平成 25 年度において、市民参画のもと守口市における「協働」の方向性について市民と行政が共通の理解をもち、それぞれの特性を活かしながらまちづくりに取り組むための「守口市市民協働指針」を策定し、目指す協働を「多様な市民や行政が、地域の公共的な課題の解決を目指して、同じ目的のために協力して行動すること」と決めました。

そこで、この指針に基づき、守口市の魅力向上や定住意識の向上を目指して、守口市全体のまちづくりに関わる協働事業を実施するための提案制度を創設しました。

また、社会状況の変化を踏まえ、本市の新たな未来を描くため、行政だけではなく、市民や議会、企業・団体など「オール守口」での協働によるまちづくりの「羅針盤」として策定した「第六次守口市総合基本計画」において、守口市の将来都市像を「いつまでも住み続けたいまち 守口」とし、その将来都市像を実現するために5つのまちづくりの目標を定めています。この基本計画において、令和3年度から令和7年度までの5年間を前期基本計画の計画期間として、基本構想における将来都市像を実現するための27の施策の一つとして「市民協働」を掲げており、市民との協働に取り組んでいます。

## 1 協働事業提案制度とは

---

守口市では現在、様々な地域の公共的課題に直面しています。例えば、子どもの安全確保などの安全安心対策、ごみ問題や空き家などの生活環境対策、保育所の待機児童対策などの子育て支援、特色を活かしたまちの活性化や商工業の活性化、いじめ、体罰などの教育関係の対策、障がい者・障がい児の居場所づくりや自立支援、働く世代の定住対策、さらに地震や浸水等の防災対策などが挙げられます。

このような地域の課題や新たな公共的課題の解決、ひいては、守口市の魅力向上や定住意識の向上を目指して、市民と市行政が、また、市民と市民が協働でまちづくりに関わる事業を実施するための制度です。

ぜひ、あなたの提案、意見をお寄せください。

## 2 提案募集区分

---

### (1) 自由課題提案型

守口市における地域課題の解決や地域の活性化を目指す新たな事業、又はこれまで市が単独で実施してきた事業について、協働の視点からの提案を募集します。

### (2) 指定課題提案型

守口市がこれまで単独で取り組んできた事業や地域における新たな課題の中で、市民活動団体と共に実施するとより良い成果が上がると思われる事業について、市が示す課題に基づき、具体的な事業を提案し、協働で取り組んで頂ける市民活動団体等を募集します。事業の企画から実施まで、協働で進めていきます。

### (3) 市民課題提言型

市民独自の視点や発想から、市との協働により、守口市における地域課題の解決や地域の活性化等が期待される提言を募集します。

提言された事業について、市民協働推進会議により、協働にふさわしい事業に該当した場合については、ホームページ等に掲載し、課題解決にふさわしい団体等を募集し、協働事業として進めていきます。

## 3 提案要件

---

### (1) 提案者の要件

協働事業に提案をすることができるのは、次の要件をすべて満たす団体とします。

- ①守口市内に事務所又は活動場所のある市民活動団体、非営利の法人、学校法人、社会福祉法人等、事業者（個人は除く）。
- ②5人以上の会員で構成された組織で、責任の所在が明確であると共に民主的な意思決定がなされること。

- ③組織の運営に関する定款、規約、会則等を定めていること。
- ④適切な会計処理が行われていること。
- ⑤暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は暴力団員の統制下にある団体でないこと。
- ⑥事業の連絡責任者が特定できること。

※支出を伴わないまたは市民課題提言型については、上記①、②、③、④、⑥は必要ありません。

## （２）提案事業の要件

次のいずれにも該当する事業が対象となります。

- ①公益的で、地域課題や社会的課題の解決につながること。
  - ②市民と行政が協働することによって、相乗効果が生じると認められること。
  - ③具体的な効果、成果が期待でき新たな視点からの事業であること。
  - ④役割分担が明確かつ妥当であること。
  - ⑤市民活動団体等と市が協働して実施することが可能な事業であること。
- ※事業スケジュールが単年度か複数年度かについては問いません。

上記の要件をすべて満たす事業であっても、次のいずれかに該当する場合は、事業の対象になりません。

- ①営利を主たる目的とするもの。
- ②特定の個人や団体のみが利益を受けるもの。
- ③政治、宗教、選挙活動を目的とするもの。
- ④公序良俗に反するもの。
- ⑤国、大阪府、守口市の他の補助制度等の対象となるもの。

## 4 経費について

対象となる経費は、協働事業提案制度の実施に直接必要な経費とします。  
経費の支払い方法は、事業担当課との協議となります。

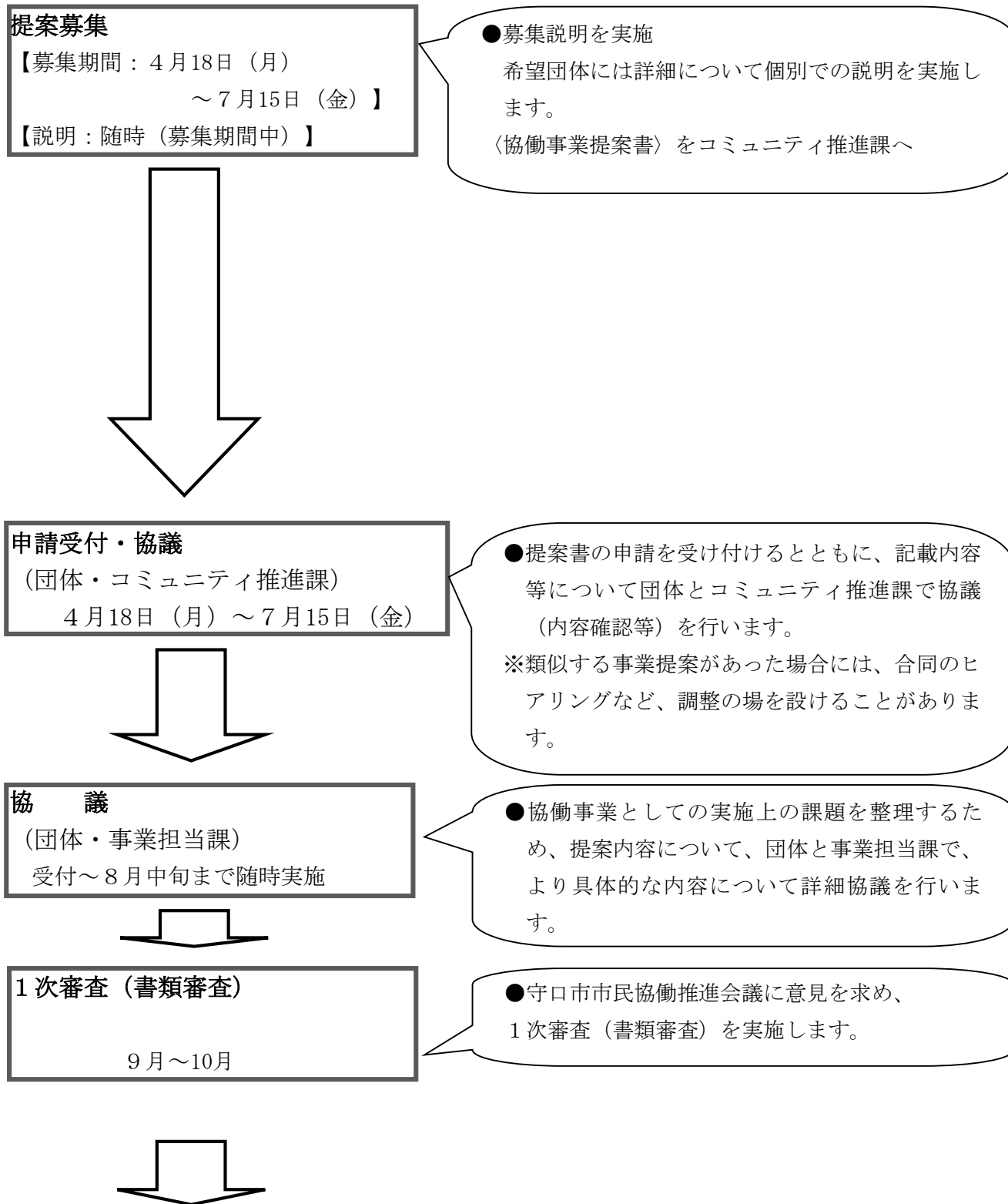
### (1) 対象経費

費目 (例)		内容
1	人件費 (賃金・報酬)	会員 (団体の構成員) 等が業務に従事した場合の賃金
2	報償費	外部の講師・専門家への謝礼等
3	旅費 (交通費)	事業を実施するために必要な交通費等
4	消耗品費	事業に直接必要とされる物品のうち使用可能期間の短い用紙・文具等の購入費
5	印刷製本費	ポスター、パンフレット、資料等の複写費・印刷費等
6	通信運搬費	郵便料 (切手・はがき) 等 ※団体の電話料金、インターネット使用料は除く
7	委託料	会場の設営など事業の一部を他に委託するための費用
8	使用料及び賃借料	会場使用料、車両・物品等の借料・リース料
9	広告費	事業実施の告知等を新聞・雑誌等へ広告するための費用
10	手数料	振込手数料等
11	保険料	ボランティアスタッフやイベント参加者のための保険料

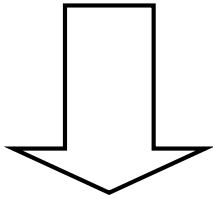
### (2) 対象外経費

費目 (例)		内容
1	食料費	飲食に係る費用
2	団体の経常経費	専ら団体の経常的な活動に要する経費に該当するもの (事務所家賃、光熱水費、修繕費用 人件費、謝礼、加入団体への負担金等)
3	その他	領収書が無い等支出の根拠が確認できない経費など、社会通念上、適切でないと認められる経費

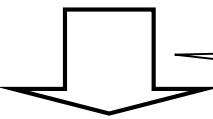
## 5 スケジュール



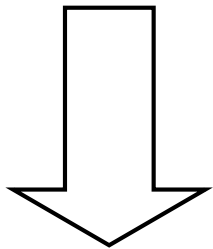
協 議  
9月～10月



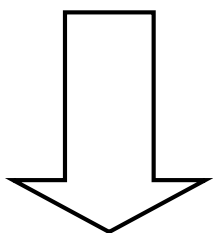
提案書提出 (修正版)  
9月～10月



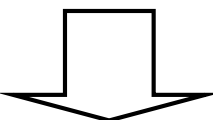
2次審査  
(公開プレゼンテーション)  
10月



市長への審査結果答申  
10月



結果の通知・公表  
(事業化決定内示)  
11月



- 1次審査の内容を踏まえ、提案団体と事業担当課との間で、実現可能性を高めるための協議を行います。
- 提案内容について、課題・目的の共有、協働の必要性、実現可能性、経費の妥当性などを話し合います。
- 協議の結果、提案書等の記載内容を修正する必要が生じた場合は、改めて提案書等を提出していただきます。

●市は、公開プレゼンテーション・審査会に付議する提案を確定し、提案団体に対して通知をします。

- 公開プレゼンテーションを行います。
- 市民協働推進会議委員が、審査の参考として、提案書及びプレゼンテーションの内容に基づき質問を行います。
- 市民協働推進会議で審査を行い、事業の妥当性や協働の必要性についての意見を取りまとめます。

- 市民協働推進会議から審査結果の答申が行われます。
- 答申を踏まえ、市は協働事業の採否等について検討をし、「協働提案事業候補」を決定します。

※市長部局以外の事業担当課（教育委員会、選挙管理委員会等）との協働事業については、答申書の写しを送付します。

- 2次審査に参加された団体へ結果を通知します。また、市のホームページなどで公表します。（予算の正式な決定は、市議会における予算審議の承認後となります。）



**事業実施に向けた準備**  
(協定書の作成準備)  
令和5年1月 ~ 3月末

●事業実施に向けた準備に進んでいきます。  
(事業計画・収支予算・協定書等について検討)

**事業実施、協定書の締結**  
令和5年4月

●予算の確定する4月以降に協働事業として実施する際の理念やルール、役割分担などを補完する「協働事業協定書」を締結し、事業に着手します。

※複数年度にわたる事業の場合も、協定書の締結は1年単位で行います。次年度以降の協定書の締結については、年度毎に事業担当課との協議の中で行います。

**中間ヒアリング**  
令和5年9月

●事業中間期において、協働状況等について振り返り、改善方針等を確認していく場を設定します。

**事業報告書提出**  
令和6年3月

●実施した事業の結果、協働のプロセス、成果、課題などについて事業報告書を作成し、提出していただきます。

**評価・検証**

●事業終了後に提案団体から提出された報告書に基づき、市民協働推進会議委員が、評価・検証を行い、意見や助言を付します。

## 6 応募手続き

---

### (1) 募集期間

令和4年4月18日（月）～令和4年7月15日（金）

### (2) 提出書類

- ①公募型協働事業提案書<様式第1号>
- ②事業実施計画書<様式第2号>
- ③提案趣旨書<様式第3号>
- ④団体の規約・会則等
- ⑤会員名簿（5名以上）
- ⑥団体の事業計画書、予算書及び決算書（それぞれ2年分。本年度設立の団体は1年分）
- ⑦その他資料（任意。活動概要がわかる資料など）

※支出を伴わない事業または**市民課題提言型**の場合については、①、③の提出のみ

※様式第1～3号の電子データは、市ホームページからダウンロードできます。

### (3) 提出方法

下記提出場所まで持参してください。

〒570-8666

守口市役所市民生活部コミュニティ推進課

住所：大阪府守口市京阪本通2丁目5番5号

守口市役所5階

<問合せ先>

TEL：06-6992-1520（直通）

FAX：06-6998-0345

E-mail：Mori\_cosui@city-moriguchi-osaka.jp

## 7 審査・選考方法

提案された協働事業の審査は、市民協働推進会議で行います。

### (1) 第1次審査（書類審査）

提案されたすべての事業について、提出書類による審査、選考を行います。

### (2) 第2次審査（公開プレゼンテーション）

第1次審査を通過した事業について、公開プレゼンテーションを行い、審査・選考し、実施する事業の候補を決定します。

### (3) 審査基準

#### ①第1次審査…書類審査

#### ②第2次審査…プレゼンテーション・ヒアリング審査

提案の採用・不採用については、第1次審査と第2次審査の内容を総合的に審査し、決定します。

審査項目	評価のポイント
公益性	・不特定多数の人々の利益につながり、早期に実施することで多くの市民又は地域社会に広く貢献する事業か。
継続性	・計画を継続して実現するために、自ら資金や人材の確保に努めているか。
協働性	・課題解決のために協働という手法が必要な事業か。 ・提案団体と市が協働することにより、より大きな成果が期待できる事業か。
先駆性・創造性	・団体が先進的に取り組んできた事業か。 ・創意工夫が凝らされ、これまでにない新しい視点、創造性があるか。
実現性	・計画どおり実施可能な事業か。 ・役割と責任の分担が明確であるか。 ・事業内容や実施方法は具体的に考えられているか。 ・経費等の予算見積りは適切か。 ・提案団体と市がそれぞれの特性の違いを認め合い、共通の認識に立って進めていくことができる事業となっているか。 ・提案団体は、当該事業を実施するための専門的な知識や活動実績を有するなど、提案事業を実現できる組織体制を確立しているか。

## 8 情報の公開

---

- ・公平性や透明性を高めるため、提案の採用・不採用にかかわらず、提案を提出した団体名や事業名は、市ホームページ等で公開します。
- ・採用された事業について、提出された書類等は、個人情報を除き原則として情報公開の対象となります。

## 9 その他留意事項

---

- ・第2次審査を通過し、事業化決定の内示を受けた場合でも、諸事情により、補助金減額や事業化見送りとなる場合があります。予めご了承ください。
- ・「5 スケジュール」では単年度事業をモデルにスケジュールを示していますが、複数年度に渡る事業についても提案を受け付けます。具体的なスケジュールについては担当課と協議のうえ、事業を進めていくこととなります。
- ・提案の採択につきましては、市の支出総額として上限1,000万円（自由課題提案型500万円、指定課題提案型500万円）をめやすに採択事業を決定します。

## 10 指定課題提案型のテーマ一覧

---

市民生活部 コミュニティ推進課

テーマ：「町会や自治会活動の発信」

「コミュニティセンターを活用した事業」